



区域施策編の地域連携の重要性と意義

2022年10月30日

近畿地方環境事務所 濱 和宏



地方公共団体実行計画の概要



- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画（地方公共団体の温室効果ガス削減計画）を策定することとされている。
- 実行計画を活用し、地域における合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業を促進する、地域脱炭素化促進事業に関する制度が令和3年の改正温対法により創設、令和4年4月から施行された。

地方公共団体実行計画

1. 事務事業編（すべての地方公共団体に義務付け）

- 公共施設における再エネ・省エネ設備導入など、自らの事務及び事業に関する温室効果ガス削減計画

2. 区域施策編

- ① 事業者・住民等の取組も含めた区域全体の削減計画。再エネ・省エネ等の施策と、施策の目標※を定める。
（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に義務付け、その他市町村は努力義務※。）

- ② すべての市町村は、①に加えて、地域の再エネ事業（地域脱炭素化促進事業）に関する促進区域や、事業に求める環境保全のための取組、地域貢献の取組等の要件を実行計画に定めるよう努める。

- ③ 都道府県は、①に加えて、市町村が促進区域を定める際の環境配慮の基準を実行計画に定めることができる。

※ 区域施策編の策定事項に施策の目標が追加されたこと、市町村は区域施策編の策定について努力義務とされたことも、令和3年の改正温対法によるもの。

地域脱炭素化促進事業計画の認定

- 市町村が2. ②に関する事項を定めている場合、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、市町村の実行計画に適合するよう事業計画を作成し、市町村の認定を受けることができる。
- 事業者が認定された事業計画に従って行う再エネ事業は、関係許可等手続のワンストップ化、環境影響評価法に基づく配慮書手続の省略の特例を受けることができる（配慮書手続の省略は、都道府県が2. ③を定めている場合のみ）。

地方公共団体実行計画制度の施行状況

- 地方公共団体実行計画の策定状況については以下の通り。小規模な団体における策定・実行が課題。

地方公共団体実行計画策定状況（2022年12月時点調査）

| 団体区分 | 回答団体数 | 事務事業編 | | 区域施策編 | |
|-----------------------------------|--------------|--------------|--------------|------------|--------------|
| | | 策定団体数 | 策定率 | 策定団体数 | 策定率 |
| 都道府県 | 47 | 47 | 100% | 47 | 100% |
| 政令指定都市 | 20 | 20 | 100% | 20 | 100% |
| 中核市 | 62 | 62 | 100% | 62 | 100% |
| 施行時特例市 | 23 | 23 | 100% | 23 | 100% |
| その他人口10万人以上の市区町村 | 176 | 175 | 99.4% | 121 | 68.8% |
| 人口3万人以上10万人未満の市区町村 | 486 | 478 | 98.4% | 187 | 38.5% |
| 人口1万人以上3万人未満の市町村 | 455 | 410 | 90.1% | 81 | 17.8% |
| 人口1万人未満の市町村 | 519 | 400 | 77.1% | 66 | 12.7% |
| その他市区町村計 (政令指定都市、中核市、施行時特例市除く) | 1,636 | 1,463 | 89.4% | 455 | 27.8% |
| 計（都道府県＋市区町村） | 1,788 | 1,615 | 90.3% | 607 | 34.0% |
| 地方公共団体の組合 | 1,508 | 600 | 39.8% | | |
| 計 | 3,296 | 2,215 | 67.2% | | |

地球温暖化対策計画の改定（2021年10月22日閣議決定）



■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

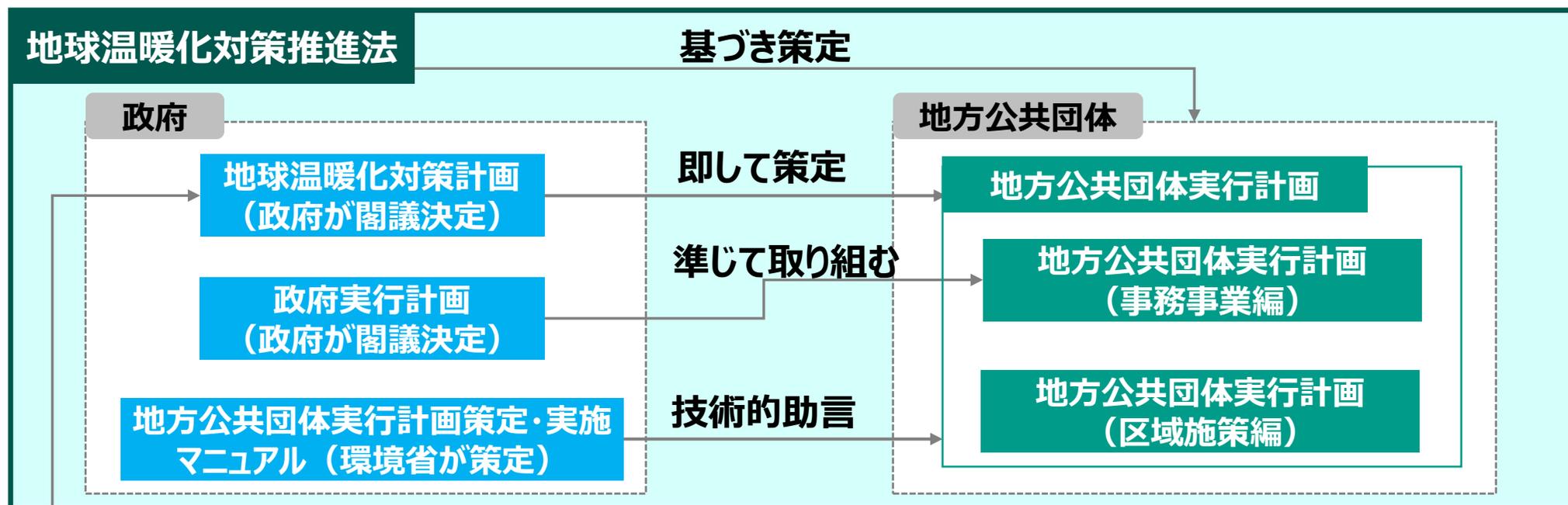
「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

| 温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO ₂) | | 2013排出実績 | 2030排出量 | 削減率 | 従来目標 |
|---|---------|--|---------|------|----------------------------|
| | | 14.08 | 7.60 | ▲46% | ▲26% |
| エネルギー起源CO ₂ | | 12.35 | 6.77 | ▲45% | ▲25% |
| 部門別 | 産業 | 4.63 | 2.89 | ▲38% | ▲7% |
| | 業務その他 | 2.38 | 1.16 | ▲51% | ▲40% |
| | 家庭 | 2.08 | 0.70 | ▲66% | ▲39% |
| | 運輸 | 2.24 | 1.46 | ▲35% | ▲27% |
| | エネルギー転換 | 1.06 | 0.56 | ▲47% | ▲27% |
| 非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O | | 1.34 | 1.15 | ▲14% | ▲8% |
| HFC等4ガス（フロン類） | | 0.39 | 0.22 | ▲44% | ▲25% |
| 吸収源 | | - | ▲0.48 | - | (▲0.37億t-CO ₂) |
| 二国間クレジット制度（JCM） | | 官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。 | | | - |

地方公共団体実行計画と関連する法令・計画等の関係

- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画を策定するものとされている。
- 地球温暖化対策計画は、地方公共団体に対して、地方公共団体実行計画（事務事業編）において、政府実行計画に準じて取組を行うことを求めている。
- 国（環境省）は、地球温暖化対策推進法等に基づき、地方公共団体に対して、技術的助言として、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを策定している。



地球温暖化対策計画へ反映

地域脱炭素ロードマップ[°]
〔国・地方脱炭素実現会議〕が決定)

区域施策編

地球温暖化対策計画における 地方公共団体実行計画（区域施策編）の構成例

| 骨格の例 | 構成要素の例 |
|------------------------|--|
| ① 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義 | <ul style="list-style-type: none"> ・区域施策編策定の背景・意義 ・区域の特徴（自然的社会的条件及び各主体の特徴等） ・計画期間 ・推進体制 |
| ② 温室効果ガス排出量の推計・要因分析 | <ul style="list-style-type: none"> ・区域の温室効果ガス排出状況 |
| ③ 計画全体の目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・区域施策編の目標 |
| ④ 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策 | <ul style="list-style-type: none"> ・区域の各主体に期待される対策 ・地方公共団体が実施する施策（再生可能エネルギー利用促進等の施策） ・施策の実施に関する目標 |
| ⑤ 地域脱炭素化促進事業に関する内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（促進区域、地域の環境保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等） |
| ⑥ 区域施策編の実施及び進捗管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・区域施策編の実施及び進捗管理 |

事例：「歩くまち・京都」を実現する総合交通戦略の策定による地球温暖化対策の推進（京都市（京都府））

■ 概要（抜粋）

京都市は、歴史・文化・伝統に満ちた年間約5,000万人の観光客が訪れる観光都市であるが、中心部や観光地において、**自家用自動車利用による交通渋滞が温室効果ガスを増加**させる懸念があった。京都市では、そのような背景から、平成20年に「**「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会**」を設置し、**市民や事業者等と企画段階から一緒に知恵を出し合い、平成22年に交通戦略を策定した。**

交通戦略の基本理念は「**自動車利用の制限を含めた様々な抑制策等を通じて、車を重視したまちと暮らしを、『歩く』ことを中心としたまちと暮らしに力強く転換していく。**また、日本を代表する「**国際文化観光都市**」として、**まちの賑わいを生み出す都市であり続けることを目指す**」としている。

区域施策編では、「**社会像 1 人と公共交通優先の歩いて楽しいまち**」の推進方針「**歩いて楽しい暮らしを大切にするライフスタイルへの転換**」に、交通戦略の普及・啓発を位置付けており、**市内交通における自家用自動車への依存率（自動車分担率）の引き下げや、公共交通の利用、歩くことの推進**を目指している。

交通戦略の推進体制としては、**副市長を本部長とした市役所の全局、区役所の局長級で構成する「「歩くまち・京都」推進本部」（以下「推進本部」という。）**が整備されている。推進本部は、交通戦略の総合的な推進、点検を行うとともに、**効率的な推進体制の検討や交通・まちづくりに関する総合的な調整を進めている。**

事例：事業系一般廃棄物の減量等に向けた立入調査を活用したコミュニケーションの実施（名古屋市（愛知県））

■ 概要（抜粋）

名古屋市では、事業系廃棄物の減量やリサイクル及び適正処理を進めるため、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」等に基づいて、事業用大規模建築物の所有者等に対して廃棄物発生量や資源化量等に関する実績と計画をまとめた「事業系廃棄物減量計画書」の作成・提出を求める施策を実施している。

この施策の直接的な目的は事業系廃棄物の削減であるが、立入調査による事業者とのコミュニケーションを推進することで、地球温暖化対策等のその他の環境配慮に関する要請の場を確保することを可能とした。本施策では、立入調査を実施する「事業者環境推進員」により、事業系廃棄物の排出に関する指導を行うとともに、省エネルギーに関する助言や情報提供を併せて実施している。

地球温暖化対策計画における 地方公共団体実行計画（区域施策編）に関する記載

- 地球温暖化対策計画においては、改正地球温暖化対策推進法等を踏まえ、地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく取組の推進として、以下のような記載が盛り込まれているところ。

地球温暖化対策計画（抜粋）

第2章 第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

4. 地方公共団体間の区域の枠を超えた協調・連携

地方公共団体には、国や地域地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会等と連携しつつ、地域エネルギー・温暖化対策推進会議等を活用することにより、都道府県及び市町村間での地球温暖化対策に係る情報・ノウハウの積極的な共有や多様な主体による取組の促進を図ることが強く期待される。

また、他の地方公共団体との広域的な協調・連携を通じて、地球温暖化対策に資する施策や事業について共同での検討や実施を推進することにより、取組の更なる高度化・効率化・多様化を図ることも期待される。例えば、自然的・社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有や共同事業の実施のほか、連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における対策・施策の連携・協調、再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との共同エネルギー事業の実施等、多様な形態の連携が考えられる。

地方公共団体実行計画について、複数の地方公共団体が共同して事務・事業における排出削減等のための措置や域内の排出削減等の施策を立案し実行することで、より効果的な温室効果ガス排出量の削減等が可能となる場合があることから、地域の実情に応じて共同策定に取り組む。さらに、海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携により、先進的な取組・技術に係る情報共有や海外における低炭素化を目指したまちづくりを促進することを通じて、世界全体での温室効果ガス排出削減にも貢献することが期待される。

1 「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」の策定

(18市町村：熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町)

【推進体制】

- ① 18自治体は政策会議等や庁内推進部局との間で庁内調整を行う。
- ② その後、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画連絡会議での全体協議を行う。
- ③ 外部委員で構成する「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画推進に関する意見聴取委員会」へ報告する。

2 NATS（西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市）による「地球温暖化対策の自治体間連携に関する基本協定」

【共同事業】

- ① 再生可能エネルギー導入促進に向けた取組み
更なる再生可能エネルギーの導入促進
- ② プラスチックごみ削減・熱中症対策
給水スポットの普及促進
傘シェアリングサービスの導入促進
バイオマスプラスチック製ごみ袋を活用した啓発活動
- ③ 広域連携を活用した環境啓発

区域施策編 地域脱炭素化促進事業

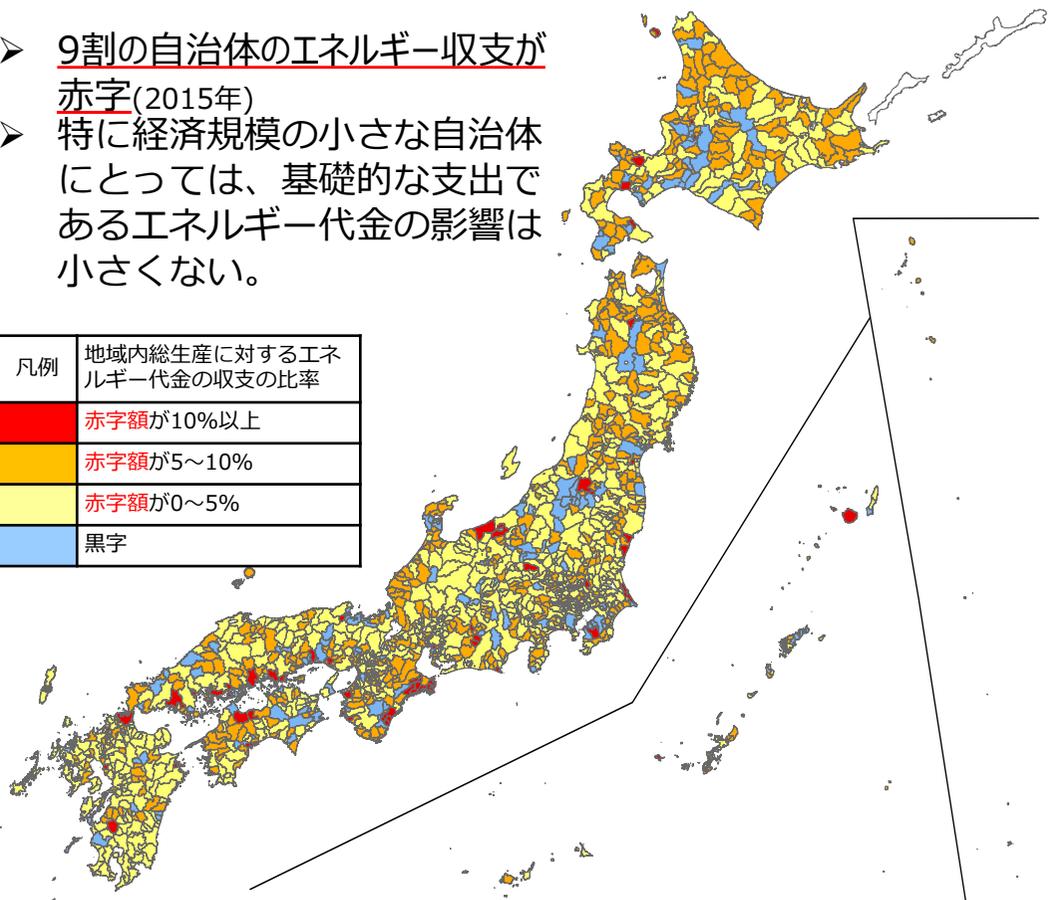
改正地球温暖化対策推進法の促進区域等の背景について

- 我が国全体のカーボンニュートラル実現、またゼロカーボンシティを含めた地域の脱炭素化のためには、**地域資源である再エネ**の活用が不可欠。一方、再エネ事業については**地域トラブル**もみられるなど、地域における**合意形成**が課題。合意形成に向けては、**地域経済の活性化や災害に強い地域づくり**など、**地域と共生する再エネ事業**とすることが重要。
- こうしたことを踏まえ、温対法に基づく**地方公共団体実行計画制度**を拡充し、**再エネの利用促進等の施策実施目標**を定めつつ、その達成に向け、**地域と共生する再エネ事業を促進区域設定等により推進する仕組みを創設**。**地域の合意形成を円滑化**しつつ、**地域の脱炭素化を促進する**。

市町村別のエネルギー収支

- 9割の自治体のエネルギー収支が赤字(2015年)
- 特に経済規模の小さな自治体にとっては、基礎的な支出であるエネルギー代金の影響は小さい。

| 凡例 | 地域内総生産に対するエネルギー代金の収支の比率 |
|----|-------------------------|
| 赤 | 赤字額が10%以上 |
| 黄 | 赤字額が5~10% |
| 白 | 赤字額が0~5% |
| 黒 | 黒字 |



再エネ導入による地域経済へのメリット

例)

太陽光発電 (5,000kW※) 導入
※5kW/世帯としたときの1,000世帯分

地域住民・企業に**年間最大約1.8億円**
程度の**経済波及効果**※

同じだけの経済波及効果を地域に
生み出すためには…

空き家対策なら**188人の移住者**※1、観光振興なら**18,880人の観光客**※2の増加に相当。

- ※1 移住者の増加に伴う世帯支出（食料、公共サービスなど）の増加や建設業、賃貸業への支出増など
- ※2 観光客の増加に伴う消費（宿泊、飲食など）の増加や公共交通の増加など

「令和2年度地域経済循環分析の発展推進委託業務」において、岩手県久慈市において原材料、資本金、雇用を全て地域内で調達するという仮定の下で、地域経済循環分析のデータベースを活用して、最終的に地域に帰着する経済波及効果を試算したもの（現在、委託業務中のため数値変更の可能性があります。）

改正地球温暖化対策推進法の概要（制度の全体像）

政府による地球温暖化対策計画の策定

地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、温室効果ガスの排出削減等に関する目標、施策の実施目標等

- 省令・ガイドラインでのルール整備 + 都道府県・市町村への資料提出・説明の要求

都道府県・市町村による地方公共団体実行計画の策定

○ 都道府県 = 事業推進の方向付け

- 都道府県全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
- 市町村が地域脱炭素化促進事業の促進区域を設定する際の環境配慮の基準

○ 市町村 = 円滑な合意形成を図り、個別事業を促進

- 市町村全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
- 地域脱炭素化促進事業の促進区域及び地域ごとの配慮事項（環境配慮、地域貢献）

事業者による事業計画の申請

市町村による事業計画の認定

認定事業に対する規制制度の特例措置

- ・ 自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法のワンストップサービス
- ・ 事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）を省略

合意形成
プロセス
※2

住民や関係自治体
への意見
聴取

地域協議
会での
協議

許可等権
者への
協議

援助※1
(計画策定
の促進)

※1 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める（第22条の12）。

※2 住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取（第21条第10項及び第11項）や、協議会が組織されているときは当該協議会における協議が必要（第21条第12項）。協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。

地方公共団体実行計画の策定～地域脱炭素化促進事業計画の認定に至る流れ

温対法の
位置づけ

地方公共団体実行計画の策定

地域脱炭素化促進事業計画の認定

市
町
村

市町村が
議論の場（協議会等）を設けて、
ステークホルダー（関係者・関係機関）
とともに、**課題のあぶりだし・解決方法を**
検討

協議会

協議会等において、

- 環境保全上の支障のおそれのないよう「**促進区域**」を議論
- 市町村として事業者を求める
 - ・地域の環境の保全のための取組
 - ・地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 等

※改正地球温暖化対策推進法第21条5項各号も議論

市町村の地方公共団体実行計画に記載

合意形成の促進

市町村は、
事業者から申請を受けて、
関係機関に
許認可等の書類を転送

促進区域における**事業者**
に求める左記の取組を満
たした**事業計画**を認定

※改正地球温暖化対策推進法
第22条の2

事
業
者

事業の
構想

事業の候補地や調整が必要な課題の見える化
事業予見性が高まる

事業計画の
立案

許認可手続の
ワンストップ化等

事業計画の
実施

支援ツール、計画づくり事業

地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト



- 環境省では、地方公共団体が「地方公共団体実行計画」の策定・実施等に際して有益な情報を提供する「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」を開設。
- 支援サイトでは国の技術的助言である地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル、地方公共団体の取組事例や自治体排出量カルテ等の各種ツール類等を発信。

The screenshot shows the homepage of the 'Local Public Entity Execution Plan Formulation and Implementation Support Site'. At the top, there is a navigation bar with the Ministry of the Environment logo and several utility buttons: '本文へ', '音声読み上げ・文字拡大', 'お問合せ', and 'サイトマップ'. A search bar with 'Google 提供' is also present. Below the navigation bar is a horizontal menu with categories: 'トップ', '概要・法的根拠', '策定・取組状況', '取組事例', '策定・実施マニュアル・ツール類', '各種お知らせ', 'よくある質問', '国の財政支援等', '支援システム (LAPSS)', and '関連サイト'. The main content area features a large green banner with the site title '地方公共団体実行計画 策定・実施支援サイト'. Below the banner is a circular graphic with the text '役立つコンテンツを見つけよう！ おすすめコンテンツツナビ (2022年9月改定版) クリック'. To the right, there is a '更新情報' (Update Information) section with a scrollable list of updates. The updates include: '2023年9月29日' regarding a government order to amend laws on climate change measures; '2023年9月25日' regarding an update to the 'Local Public Entity Execution Plan (Regional Policy) Formulation and Implementation Manual (Main Edition)'; and '2023年8月4日' regarding an update to the 'Local Public Entity Execution Plan (Regional Policy) Formulation and Implementation Manual (Local Decarbonization Promotion Business Edition)'. The background of the page features a colorful illustration of a city with buildings, trees, and people walking.



[本文へ](#)

[音声読み上げ・文字拡大](#)

[お問い合わせ](#)

[サイトマップ](#)

Google 提供



[トップ](#)

[概要・法的根拠](#)

[策定・取組状況](#)

[取組事例](#)

**策定・実施
マニュアル・
ツール類**

[各種お知らせ](#)

[よくある質問](#)

[国の財政支援等](#)

[支援システム
\(LAPSS\)](#)

[関連サイト](#)

事務事業編

[マニュアル](#)

[ツール](#)

区域施策編

<地域脱炭素化促進事業編>

[マニュアル](#)

[ツール](#)

[マニュアル](#)

[ツール](#)

マニュアル（区域施策編）

令和5年3月に改定した「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」等を掲載しております。

本マニュアルは、環境省が、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第3条第3項に基づく国の責務の一環として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づいて示す技術的な助言です。

地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施に当たっては、本マニュアルをご活用ください。

マニュアル類の構成

お問い合わせ先

環境省

近畿地方環境事務所

地域循環共生圏・脱炭素推進グループ

メール : CN-Kinki@env.go.jp

TEL : 06-6881-6511

最寄り駅 : JR桜ノ宮駅

お気軽にお問い合わせください！
テレワークなどが多いため、
できればメールが助かります。

